

精神保健福祉法改正関係について

平成18年6月26日

目次

1 精神科病院等に対する指導監督体制の見直し

- 改善命令等に従わない精神科病院に関する公表制度等の導入 1
- 精神医療審査会の委員構成の見直し 3

2 入院患者の処遇の改善

- 定期病状報告制度の見直し
 - ・任意入院患者に対する定期病状報告制度の導入 4
 - ・医療保護入院患者の定期病状報告の様式の見直し 7
 - ・措置入院患者の定期病状報告の頻度の見直し 7
- 長期任意入院患者に同意の再確認を求める仕組みの導入 8
- 隔離及び身体拘束等の行動制限について一覧性のある台帳の整備 9

3 精神科救急医療体制の確立

- 緊急時における入院等に係る診察の特例措置の導入 11

4 精神障害者保健福祉手帳の見直し 19

5 精神保健福祉法改正事項等の10月施行に向けた当面のスケジュール 22

1 精神科病院等に対する指導監督体制の見直し

改善命令等に従わない精神科病院に関する公表制度等の導入

都道府県知事は、精神科病院の管理者が改善命令等に従わない場合において、従来の入院医療の提供の制限措置に加え、当該精神科病院の名称等を公表することができる。

【公表する内容】

- ・精神科病院の名称、住所
- ・改善命令等を行った年月日及びその内容

○関係条文

(改善命令等)

第三十八条の七 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると認めるとき又は第三十七条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十二条の四第三項の規定により入院している者又は第三十三条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第三十三条の四第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神病院の管理者に対し、期間を定めて第二十二条の四第一項、第三十三条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条の四第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

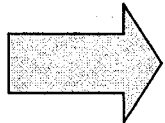
5 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

精神医療審査会の委員構成の見直し

(1)趣旨

精神医療審査会について、審査事務の増大等を踏まえ、都道府県の裁量を拡大する観点から、合議体を構成する5名の委員を一定の条件の範囲内で定めることができるものとする。

(2)改正ポイント

<現行>			<見直し後>	
精神保健指定医	3人		精神保健指定医	2人以上
法律家	1人		法律家	1人以上
その他	1人		その他	1人以上

※ 残る1人は上記3区分のいずれの者でも任命可

○関係条文

(審査の案件の取扱い)

第十四条 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。

一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 二

二 法律に関し学識経験を有する者 一

三 その他の学識経験を有する者 一

2 入院患者の処遇の改善

定期病状報告制度の見直し

I 任意入院患者に対する定期病状報告制度の導入

(1) 改正ポイント

都道府県知事は、改善命令等を受けた精神科病院に入院する任意入院患者の適切な処遇を確保するため、条例に基づき、①一定の要件に該当する精神科病院の管理者に対し、②一定の要件に該当する任意入院患者について、③当該患者の病状等に関する報告を求めることができ、さらに、当該患者の処遇の妥当性について精神医療審査会に諮ることができる。

(2) 省令等で規定する内容

① 報告を求めることができる精神科病院の管理者の要件

改善命令等を受けた精神科病院の管理者であって、当該命令を受けた日から5年を経過しないもの及びこれに準ずる者。

② 報告を求めることができる任意入院患者の要件

現に任意入院している者であって、入院後1年以上経過している又は現に開放処遇の制限を受けている者。

③ 報告を求めることができる内容

省令において報告事項を定めるとともに、通知において報告様式を提示する予定。

④ 報告後の処理

報告された者の処遇の妥当性について精神医療審査会に諮ることができる(現行の医療保護入院と同様に取り扱うことができる。)

(3) 条例で規定する内容

任意入院者に対する定期病状報告制度に関する条例を制定する。

・報告を求める手続き

(2) ①の条件に該当する精神科病院の管理者は定期的(医療保護入院に係る定期病状報告と同様)に報告書を提出しなければならない。

・報告内容

(2) ②の条件に該当する任意入院患者に係る病状等(報告様式については、通知で提示予定。)

○関係条文

(定期の報告等)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三(略)

2~4(略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めることができる。

6 (略)

Ⅱ 医療保護入院患者の定期病状報告の様式の見直し

医療保護入院患者の病状を適切に確認し、早期に退院や任意入院への移行を促すよう、定期病状報告の様式を見直し、「任意入院に移行できない理由」「病識獲得の取組」等の欄を追加し、記載を求める(省令及び通知を改正)。

Ⅲ 措置入院患者の定期病状報告の頻度の見直し

措置入院患者の入院期間の短縮化等を踏まえ、従来の6ヶ月後以降の報告に加え、措置入院の3ヶ月後に定期病状報告を求めることとする(省令及び通知を改正)。報告事項は従来の6ヶ月以降の報告における報告事項と同様とする方向で検討。

(報告時期; 3ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後、18ヶ月後、24ヶ月後…)

長期任意入院患者に同意の再確認を求める仕組みの導入

長期間任意入院している患者の病状を適切に確認するとともに、入院目的や退院できるかどうかを再確認するため、任意入院患者について、入院後1年経過時及び以後2年ごと(1年後、3年後、5年後、7年後・・・)に同意書の提出を求め、書面によって入院に係る同意の再確認を行うものとする。

- ・同意書については精神科病院の管理者が保存。
- ・都道府県への提出は不要であるが、同意の再確認を行っているか否かは指導監査において確認。

○関係条文

(任意入院)

第二十二條の三 精神病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

隔離及び身体拘束等の行動制限について一覧性のある台帳の整備

精神科病院への入院患者に対する行動制限が病状等に応じて必要最小限の範囲内で適正に行われていることを病院・病棟内で常に確認できるよう、行動制限について一覧性のある台帳(行動制限を受けている患者や患者ごとの行動制限の期間を記載した台帳。別紙参照)を整備する。

- ・精神科病院の管理者が台帳を整備・管理。
- ・台帳への記入は、行動制限を行った際に直ちに記入。
- ・指導監査において台帳の整備・記載状況を確認。

行動制限に関する一覧性台帳(様式案)

行動制限に関する一覧性台帳

〇〇〇〇病院

平成17年3月分

No	ID	患者氏名	入院日	入院形態	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	1111	〇〇〇〇	H17.2.18	任	能	→	→	→	→	→	→	→	→	→	能解																								
2	2222	〇〇〇〇	H17.3.3	確保			隔離	→	→	→	→	隔離																											
3	3333	〇〇〇〇	H17.3.9	検											隔離	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→			
4	4444	〇〇〇〇	H18.11.18	確保	隔離	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
5	5555	〇〇〇〇	H18.3.18	特確保																隔離	隔離																		
6																																							
7																																							
8																																							
9																																							
10																																							
11																																							
12																																							
13																																							
14																																							
15																																							
16																																							
17																																							
18																																							
19																																							
20																																							

・台帳整備の意義は
 ①病院として行動制限を受けている患者をもれなく把握すること
 ②患者毎の行動制限の期間を視覚的に把握すること
 の2点。
 ・経時的変化を一覧するため、月毎に1枚とする。
 ・それぞれの行動制限の内容に関して詳細な記載は不要。
 ・病院単位でも病棟単位でも可とする方向で検討中。
 ・隔離・拘束以外の行動制限についても台帳における整備を求めるかは検討中。
 ・医療観察法による入院対象者についても適用する方向で検討中。

〇	隔離	〇	隔離	任	任意入院
拘	拘束	〇	確保(前月来から継続中)	保	確保入院
検	その他の行動の制限(外出制限など)	検	隔離	検	検診入院
		→	行動制限の継続	急	緊急入院
				特	特定医師の診察に基づく入院